

## アスリートの大会前後（ホストタウン、事前キャンプ地）の対応について（案）

- ホストタウン、事前キャンプ地については、以下の枠組みで対応を検討してはどうか。
- 国（内閣官房オリパラ事務局）が「受入れマニュアル作成の手引き（仮称）」を作成し、ホストタウン及び事前キャンプ地における感染防止対策等を定めた「受入れマニュアル」を受入れ自治体に作成いただくこととしてはどうか。
- 日本人選手の事前キャンプについても、同様の取扱いとする。
- なお、現時点では、ホストタウンでない事前キャンプ地情報は網羅的な把握ができていないことから、来年の大会に向け、それらの状況を把握できる仕組みを構築していくことが必要。
- これらの検討に際しては、IOC、IPC、IF等と連携しつつ、詳細な検討を進めていくことが必要。

項目	方針
行程	○ホストタウン・事前キャンプ地を含む国内行程を登録。 なお、ホストタウンでないキャンプ地については、対応の差異が出ないよう、受入れ自治体等にはホストタウンの登録を促す。
移動 (HT外との間)	○調整会議（「3移動ルール」）での検討結果を踏まえて、各自治体が受け入れる相手国・地域のNOC/NPC又はNF等と各自治体が協議の上で、空港－ホストタウン等間、ホストタウン等－選手村間の移手段・ルートを決定するとともに、以下の方策を講じる。 ・移動ルート計画の策定 ・移手段に応じた感染防止策の策定（飛行機、新幹線等の乗車ルール、乗換え場所、SA・PA等での行動管理） ・接触者が対応すべき事項の策定（通訳、ガイド、専用車両の運転手等の事前の健康管理・検査の必要性の有無等）
練習	○競技会場・選手村における取扱い等を踏まえて、以下の方策を講じる。 ・貸切空間（体育館、競技場等、更衣室、シャワー室）における感染防止策の策定 ・貸切空間以外での対処必要箇所の特定（トイレ等）及び感染防止策の策定 ・動線の設定 ・練習相手、練習補助者、審判、スタッフに求める対応策の策定 ・公開練習時のメディア、聴衆者等が対応すべき事項の策定 ・競技特性に応じた対応策の策定（用具、床等消毒の方法等）
交流	○「新しい生活様式」や関連する業種別ガイドラインを参照しつつ、各自治体が受け入れる相手国・地域のNOC/NPC又はNF等と協議の上で、必要な感染防止策を取りつつ、適切な方法により実施。
宿泊	○選手村における取扱い等を踏まえて、以下の方策を講じる。 ・宿泊ホテルの選定 ・部屋割り、ホテル内のゾーニング ・共用部分（ロビー、ラウンジ、風呂・温泉等）の利用可否の決定 ・動線の設定 ・感染防止策の策定（事業者側、利用者側）
食事	○朝・昼・夕・補食ごとの提供方法に応じた感染防止策（喫食場所・提供方法等）を講じる。
域内移動	○域内の行動制限については、必要な事項を定める。 ○実効性を担保する方策について今後検討。 ○滞在における感染防止対策については、宿泊、食事、各施設、競技団体などが作成している、関連する業種別ガイドラインを参照しつつ、組織委が定める選手村での感染防止対策と整合するよう受入れマニュアルに規定。 ○選手村における取扱い等を踏まえて、以下の方策を講じる。 ・滞在中の行動範囲及び利用施設の特定 ・接触者に求める対応策の策定 ・選手等への感染防止策の周知・徹底 ・入国制限緩和の条件及び組織委員会が定める条件を満たすための行動制限の設定 ・健康チェック、行動記録のフォロー ・事前想定外の移動・行動が生じる場合の対応策の策定（怪我等での病院対応等） ○メディア対応について、選手村における取扱い等を踏まえて、選手等への取材ルール（場所の特定、人数・時間の制限等）を設定する。
医療	○保健所、医療機関と受入れ自治体等との連携体制を構築するとともに、関係機関間の情報共有ルールを策定する。 ○陽性者等が出た場合の対応（疑い事例の相談・受診先の確保、行政検査、病床・宿泊療養施設、搬送手段の準備等）方針を定める。 ○対外公表ルールについて、相手国・地域のNOC、国、組織委等と調整の上で策定する。
検査	○ホストタウン・事前キャンプ地における検査に係る実施頻度等の検査のあり方、検査体制や陽性者発生時の保健・医療の体制等の確保については、今後、詳細な検討を進める。 なお、検査を実施しない市民についても感染防止策を適切に講じる。
その他 留意事項	○大会に参加するNOC/NPC、NF等による選手団が個別に日本国内の大学・企業と連携し、事前キャンプを実施する場合であっても、当該施設が所在する自治体と連携し、もれのない対応を行うよう要請。この場合、当該受入大学・企業は「受入自治体マニュアル」に準じたマニュアルを作成することとする。 ○パラリンピック選手受入れに際して特に注意すべき点を整理の上、明記する。 ○ホストタウン等、都道府県、組織委員会、内閣官房オリパラ事務局との情報共有（定例報告、行程に変更があった場合の連絡等）の仕組みを設ける。 ○相談窓口の設置や、必要な支援の検討。